

阪神高速道路株式会社入札監視委員会(2021年度第1回)審議概要

開催日及び開催場所	2021年6月18日(金) 書面による開催		
委員	石丸鐵太郎(神戸中央法律事務所 弁護士) 古田 均(大阪市立大学 特任教授) 武田 邦宣(大阪大学大学院法学研究科教授)		
審議対象期間	2021年4月1日～2021年6月30日(阪神高速道路株) 2020年4月1日～2021年3月31日(グループ会社)		
抽出案件	5件(総件数34件)		
(内訳)	工事	一般競争(政府調達協定対象)	1件(総件数1件) (案件①)
		一般競争(政府調達協定対象外)	1件(総件数5件) (案件②)
		技術提案・交渉方式	0件(総件数0件)
		指名競争	0件(総件数0件)
		随意契約	1件(総件数1件) (案件③)
		建設コンサルタント業務等	1件(総件数30件) (案件④)
		物品等の購入等	1件(総件数21件) (案件⑤)
		グループ会社外注	2件(総件数23件) (案件⑥、⑦)
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見・勧告なし		

意見・質問	回 答
<p>【案件①】 「六甲アイランド東工区鋼桁及び鋼製橋脚その他工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札者の決定について、入札条件に「申請書が適切であること」とあるが、当然のことであり記載が必要なのか。 ・参加資格要件は単体又はJVだが、実際には単体での入札参加は困難な工事なのか。 ・入札価格の安い業者より技術評価の高い業者が落札者となっている。技術評価点の差はなにか。 <p>【案件②】 「伸縮継手補修工事（2020-3-環）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、同一工事を3工区に分けて発注しているが、入札に参加している3社がそれぞれ1工区ずつ落札している。何か話し合いがあったように見えてしまうが。 ・2社辞退しているが理由は何か。 <p>【案件③】 「鋼床版及び鋼桁大規模修繕工事（2020-大）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし <p>【案件④】 「2021年度管理本部設計積算資料・保全管理資料整理業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「契約の性質上競争を許さないものと認めら 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格確認結果の通知後から入札までの間において、申請書等に「虚偽」等があった場合、入札後であっても落札相手方としないよう取り扱うためです ・本工事の規模では、単体での受注は難しいと考えられます。しかしながら、入札への参加は各企業において、弊社から公表いたします規模等を参考に決めるものであり、単体でも受注が可能と判断されれば参加を決められることもございます。したがって弊社としては両方記載しております。 ・両者ともに現場条件等を考慮されたものでしたが、落札者の方がより工事特性を捉えており、信憑性・確実性が高かったものです。 ・一般競争入札においては、事前に競争参加申請者数・名称などの情報が公表されることありませんので、各者個別の判断により入札に臨まれた結果であると考えています。 ・配置予定技術者が手配できないというものでした。申請時に配置予定技術者が複数であれば、開札結果により応募した工事を複数件落札することは可能であります。 ・既契約業務の「2020年度管理本部設計積算資

れるため」と判断されるとあるが、既に契約しているからとの理由ではないか。

【案件⑤】

「社屋清掃等業務（2021-神管）」

・落札率がかなり低いがサービスの内容、現場での役務提供者の勤務条件など特に注意しているところはあるか。

・落札額と契約制限価格に大きな差があるがその理由は何か。また契約制限価格を下げるなどの措置はできないのか。

【案件⑥】

「土木維持工事(2020-阿倍野・三宝)」

・更新契約における2回目以降の価格交渉方法はどのようなものか。

料・保全管理資料整理業務」において提示していた入札説明書には「本業務の実施結果が優良であり、継続することが適切であると判断される場合には、本業務の終了時に、本業務の実施者と2022年度を限度に、随意契約する場合があります。（入札説明書26. その他の留意事項(14)）」となっており、2021年度の業務については「すでに契約されたもの」とは判断せず、2020年度業務の実施状況などの評価を行いました。その結果優良であるとの判断されたため、2020年度の入札説明書の条件にありますとおり契約を締結したものであることから、「契約の性質上競争を許さないものと認められる」としております。

・提供されるサービスの内容については、2週間に1回程度、当該社との面会の機会を設け、必要事項の共有や軽微な改善指示を含む指示等を行っています。

役務提供者の勤務条件等については、労働関係法令を遵守するよう仕様書により指示しています。

・落札事業者にヒアリングを行ったところ以下のとおり回答がございました。

●長年清掃に携わっている者を配置することで時間短縮が可能である。

●コロナ禍で受注が減っており、受注確保のために自社の利益を下げることにした。

契約制限価格は、国土交通省が定めている労務単価等から算出されたものであり、妥当であると考えております。

・更新契約の予定者から見積書の提出を受けた後、初年度の契約と同様に価格協議を実施しております。

価格協議は、契約予定者から提出された内訳書を用いて、入札価格を上限として各単価に

<p>【案件⑦】 「コンクリート構造物等補修設計業務（2020-調査）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし <p>【その他】 「阪神高速技術㈱への委託案件について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神高速道路㈱から阪神高速技術㈱への外注について、外注すべき案件はあらかじめ定型的に決まっているのか。 	<p>について見直しの協議を行うものです。</p> <p>提出された工事費内訳書と当社が積算した工事費内訳書との比較で乖離が大きい項目を抽出して協議対象項目とし、価格を見直す余地がないか協議を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社と阪神高速技術㈱との間で締結している「阪神高速道路の維持管理等の業務の実施に関する協定書」において、阪神高速道路の維持管理等の業務を効率的に実施するため以下の業務を一括して実施させるものとしております。 <ol style="list-style-type: none"> ①阪神高速道路の構造物及び管理施設等の日常清掃、点検、維持工事に関する業務 ②阪神高速道路の道路管理システムの運転管理に関する業務 ③阪神高速道路の構造物及び管理施設等の工事に係る施工管理等に関する業務 ④その他協議により必要と認められる業務 <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	---